

## 撮 影 規 約

新宿三光商店街振興組合（花園街）区域内はすべて私道であり、その路上撮影、及び同区域が大小にかかわらず撮影対象となる場合は、許可が必要です。（個別店内での内部撮影は含みません）

撮影料等は、当商店街の維持、活動のための貴重な協力財源となっております。

撮影時には申請したことのわかるもの（領収書等）を携帯してください。

付近営業者、住民の迷惑にならぬようにご配慮ください。

営業妨害、交通妨害等になる場合は、中止していただくことがあります。

営業時間帯（PM7：00～AM5：00頃）での撮影はお受けできない場合があります。

（注）なお、当組合員自らが直接撮影活動（記念写真、記録撮影、スナップ等）を行う場合は、上記の許可を必要としません。ただし、その用途が部外の商業、業務用には使用されないものとします。

## 規 定

・撮影料金は別紙を参照してください。

- 1．無断撮影は所定の料金を納めていただくこととなります。
- 2．個人資料用として申請したものが後に営業的に用いられた場合、その差額を申し受けます。
- 3．大掛かりな、または長時間に及ぶ場合は、別途料金を申し受ける場合がございます。
- 4．用途が当組合員にとって著しくマイナスと思われる場合はお断りすることがあります。
- 5．当規定に違反した場合は、以後撮影を禁じることがあります。